

学生野球資格回復認定者の取り扱いについて

平成 26 年 8 月 11 日

公益財団法人日本学生野球協会
公益財団法人全日本大学野球連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
一般社団法人日本野球機構
公益社団法人全国野球振興会
一般社団法人日本プロ野球選手会

元プロ野球関係者で、学生野球資格を回復した皆さんの取り扱いを以下の通り説明します。

1. 用語の説明

① NPB プロ研修会修了者

学生野球資格を回復する前提として、一般社団法人日本野球機構（以下 NPB という）、公益社団法人全国野球振興会（以下 OB クラブという）、一般社団法人日本プロ野球選手会（以下選手会という）が主催する研修会を受講し、修了した者

② 学生野球研修会修了者

学生野球資格を回復するために、NPB プロ研修会を修了し、日本学生野球協会が主催する研修会を修了した者

③ 学生野球資格回復認定者

学生野球研修会修了者で、日本学生野球憲章第 16 条に基づく適性審査を申請し、認定された者（以下認定者という）

④ 都道府県高校野球連盟（大学においては全日本大学野球連盟）指導登録者

認定者が、高校または大学の指導を行う場合は、指導をしたいと考える地域の都道府県高校野球連盟もしくは大学の場合は全日本大学野球連盟に予め定められた様式で登録が必要で、その登録を届け出た者

2. 資格の有効期限

1) NPB プロ研修会修了者

上記 1. ①の NPB プロ研修会修了者は、修了認定日後 5 年間有効とする。有効期限を経過して学生野球研修会を受けようとするときは、改めて NPB プロ研修会を受講しなければならない。

2) 学生野球研修会修了者

上記 1. ②の学生野球研修会修了者は、修了認定日後 5 年間で有効とする。有効期限を経過して学生野球適性審査を申請しようとするときは、改めて学生野球研修会を受講しなければならない。

3) 学生野球資格回復認定者

認定者は、再び国内外のプロ野球団と契約しない限りにおいて資格を喪失することはない。

なお、その後、国内外のプロ野球球団と契約した場合は学生野球資格を喪失するが、上記 1. ②の学生野球研修会修了認定日から 5 年以内であれば同研修会を受講しなくても上記 1. ③の学生野球適性審査を申請することができる。

3. 学生野球を指導する場合の手続き

1) 学生野球指導登録

上記 1. ③の認定者が、高校または大学の指導を行う場合は、予め定められた次の手続きをすること

- i. 指導ができる地域の都道府県高校野球連盟（大学の場合はすべて全日本大学野球連盟）に、別紙様式①により、必要事項を記入して届け出、登録する必要がある。
- ii. 届け出を受けた都道府県高校野球連盟または全日本大学野球連盟は、登録者の氏名、年齢、出身校、NPB プロ野球最終球団、指導ができる主な内容、指導できる都道府県、期間などをそれぞれのサイトに掲示する。
- iii. 登録者が実際に指導を行うには、都道府県高校野球連盟、全日本大学野球連盟加盟校が学校長の了解を得て所属連盟に登録者のあつせんを要請、都合を打診する。登録者の諸条件が合えば加盟校から連絡をし。直接連絡を取り合って指導を始めることができる。登録者や加盟校が、所属連盟を経由せず直接指導することはできない。（これは、第三者などの介入を防止するため）
- iv. このシステムは平成 26 年から 3 年間で試験期間として採用する。その後は、NPB、OB クラブ、選手会と学生野球関係団体が協議して定める。
- v. 都道府県高校野球連盟並びに全日本大学野球連盟への指導登録は、指導登録を申し出た本人の事情に差し支えない限り、平成 26 年度から 3 年間は自動継続されることとする。
- vi. 認定者が出身校を指導する場合は、当該校の学校長または指導者の事前了解を得て行うこととし、上記の手続きを要しない。

2) 常勤者と非常勤者の区分

i. 常勤の指導者

- a. 常勤の指導者とは、高校または大学から常勤の監督またはコーチとして委嘱を受けた者。
- b. この場合、有給であるか無給であるかを問わない。また、他に仕事をもった形で不定期に指導にあたる場合でも常勤の指導者となることができる。
- c. 学生野球資格を持たない者との交流は日本学生野球憲章に定める規程に従う。
- d. 国内外のプロ野球球団、団体と契約する場合は、事前に常勤指導者としての登録を抹消しなければいけない。
- f. プロ野球の実況中継、新聞の解説者やいわゆるタレント活動、バラエティ番組への出演はできない。

ii. 非常勤の指導者

- a. 非常勤の指導者とは、その高校または大学から非常勤のコーチとして委嘱を受けた者（非常勤で監督になることはできない）
- b. 非常勤の場合も有給か無給であるかは問わない。
- c. 複数の学校または大学の指導に当たることができる。
- d. プロ野球の実況中継、新聞の解説者やいわゆるタレント活動、バラエティ番組への出演は差し支えない。
- e. 日本学生野球協会が承認した下記の事業に参加することは差し支えない。

① NPB 主催ジュニアトーナメント

少年野球の振興のため行われるジュニアトーナメントで、NPB 傘下の球団から期間限定の臨時スタッフとして委嘱を受けた者。なお、この委嘱期間中、学

生野球の指導はできない。

② サントリードリームマッチ

本事業が、野球界振興に寄与する事業と日本学生野球協会が承認した限りにおいて出場することは差し支えない。

f. 他の野球団体の役員、指導者として登録された者は、非常勤といえども学生野球の指導ができない。

3) 交通費や謝金などの取り扱い

常勤、非常勤にかかわらず交通費や謝金の取り扱いは以下の通りとする。

i. 常勤者として委嘱を受けた場合、当該校の職員として雇用されたときは、学生野球憲章第 24 条の規定に従うこと。

日本学生野球憲章第 24 条=抜粋

(指導者が野球に関して対価を受けることに関する基本原則)

指導者は、当該加盟校の教職員の給与に準じた社会的相当性の範囲を超える給与・報酬を受けてはならない。ただし野球を指導するための交通費、宿泊費などの経費についてはこの限りではない。

ii. 非常勤者として委嘱を受けた場合、以下のガイドラインを定めている。

(学生野球資格回復のための研修資料集 52 頁参照)

「学生野球の指導に当たっては、“学生野球への恩返し”という関係者からの申し出で制度化された経緯もあり、定額の謝金を定めるのはなじまない。

ただし、多少でも謝金や交通費を支給しようとする場合は、当該都道府県、市町村などが実施している外部指導者に対する謝金などの額を参考とし、概ねその範囲内とする」

4) シーズン後のカウンセリングの実施

学生野球資格回復制度が、現場で混乱なく機能しているかプロ側、学生側双方ともアンケート調査等を行って、検証・分析し、その結果を踏まえ協議する。

4. その他の連絡事項

1) 認定者が、その後国内外のプロ野球球団と再契約した場合は、日本学生野球協会に契約日と併せて届け出るようにお願いします。個々の都道府県高校野球連盟や大学連盟に申し出る必要はありません。なお、国内外のプロ野球球団には独立リーグや女子プロ野球団も含まれます。

2) 認定者の取り扱いの変更や追加事項について

認定者が、学生野球を指導するに当たって、取り扱いや解釈などがまだまだ不明な点があります。

日本学生野球協会では、今後随時問題が生じた時はNPB等関係団体と協議して合意を得たものを新たな取り扱いとして順次この掲示板に掲載していきます。このお知らせは以下のプロ野球と学生野球の関係団体のサイトに常時掲載しています。関係者の皆さんは適宜この掲示板をご確認ください。

NPB、全国野球振興会、日本プロ野球選手会

日本学生野球協会、全日本大学野球連盟、日本高等学校野球連盟

5. よくある質問

Q 1) 加盟校OB間の親善試合で学生野球資格を持たない元プロ野球関係者がいる場合

A > ① 現職の責任教師、監督、コーチ(常勤者)は加わることはできない。(ただし、

記念事業などで日本学生野球協会の許可を得たものは除く)

- ② 認定者のOBは参加が可能
- ③ 認定者で非常勤のコーチは参加しても差し支えない。

Q 2) 野球部員から認定者に個人的に指導してほしいと頼まれたが指導できるか。

A>野球部員が所属する野球部の指導者の同意が必要。仮に同意が得られても当該校の練習の中で指導すること。

Q 3) 認定者が整骨院を開業(または勤務)しているが、治療の一環でフォームの指導(矯正)をしてもよいか。

A>治療の一環であれば差し支えないが、障害の状況と治療方針を所属校の指導者と打ち合わせしておくことが望ましい。

Q 4) これまでの説明で常勤、非常勤の区別が分かりにくい。

A>あくまで常勤・非常勤は当該校の校長が委嘱することで、本人と話し合っで決めること。指導日数の頻度によってきまることではない。ただし、常勤者として登録したときは、他校の指導はできない。巡回指導やいくつも自由に指導しようというのであれば非常勤を選択することになる。

Q 5>高校生が出身中学や少年野球チームの練習に参加することは差し支えないか。

A>後輩の練習を手伝いに行くことは差し支えない。

Q 6>認定者がコーチをしている加盟校と他校が、練習試合または合同練習時に他校の選手を指導してもよいか。

A>相手校の指導者の要請があれば指導しても差し支えない。

Q 7>認定者は母校を指導するときは都道府県連盟への届け出は不要となっているが、常勤のコーチとなった場合の届け出は。

A>コーチ登録制をとっていない都道府県連盟もあるが、常勤者となった場合は当該校からその旨所属連盟に届け出ることとする。

以上